



社会保険などに加入したら

# 町国保脱退の届け出を

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124

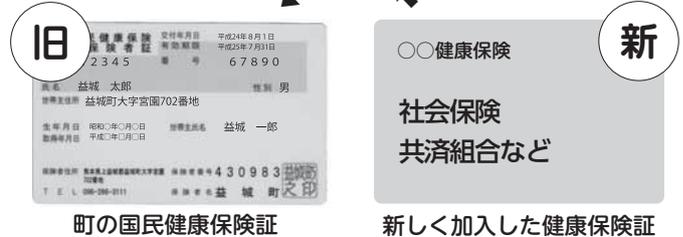
## 脱退は届け出が必要です

転出や就職、結婚などで社会保険など他の健康保険に加入した場合、益城町国民健康保険を自動的に脱退することはありません。早めに脱退の届け出をお願いします。

### 届け出に必要なもの

- 国民健康保険証
- 新しい健康保険証  
※ 転出の場合不要
- 印かん  
※ スタンプ式不可

町役場に脱退の届け出



## 健康保険切り替え時にご注意ください

脱退の届け出がないと国民健康保険税がいつまでも課税されてしまいます。

また、他の健康保険に加入した後に益城町国保の保険証を医療機

関などで使用した場合、医療費の保険者負担分を町に返還しなければならない場合があります。新しい保険証が届くまでに医療機関などを受診する場合は、旧保険証は

使用せず、新しい保険証がまだ届いていないことをお伝えください。

返還した保険者負担分の金額は新しく加入した健康保険へ請求してください。



手続きや保険料納付はお早めに

# 国民年金は20歳から

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124  
国民年金に関する問い合わせ 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

国民年金は、20歳から60歳まで必ず加入しなければならない制度です。

20歳になった人で、第1号被保険者(無職・自営業・学生など)に該当する人は、日本年金機構から送付される申請書に記入の上、返送するか、役場もしくは熊本東年金事務所など、お近くの年金

事務所でお手続きください。

また、国民年金は将来受ける老齢年金の他に、障害年金や遺族年金なども保障します。「まだ先のことだから関係ないな…」と考えず、万が一の時に後悔しないよう、節目のお手続きや保険料の納付はお早めをお願いします。

## 各種制度の紹介

### ● 国民年金保険料免除制度

保険料の支払いが困難な場合、本人・配偶者・世帯主の所得に応じて「全額免除」「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」が適用されます。

### ● 若年者納付猶予制度

所得が低い30歳未満の人のための免除制度です。本人・配偶者のみの所得で審査します。

### ● 学生納付特例制度

所得が低い学生(日本年金機構が指定する学校の在学学生限定)のための免除制度です。本人のみの所得で審査します。

平成25年度  
国民年金保険料  
平成26年3月まで

月額  
**15,040円**

※口座振替は納め忘れもなく、お得な割引もあります。